



君津市
マスクットキャラクター
きみびよん

きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金

募集要項

君津市では、魅力あるお店づくりを推進し、まちのにぎわいの創出と市内経済の活性化を図るため、市内の空き店舗や空き家を活用して、新たにお店を始める方やコミュニティ施設の設置・運営を行う方に対し、出店に係る経費の一部を補助します。

1 補助対象事業

(1) 新規出店事業

空き店舗等を活用して、新たに実施する小売業、飲食業、サービス業その他これらに類する事業。

(2) にぎわい創出事業

空き店舗等を活用して、子育て支援や地域情報発信など、地域住民や観光客の交流を目的とした、コミュニティ施設の設置および運営を行う事業。

※次のいずれかに該当する場合は、補助の対象外です。

- ★ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に規定する風俗営業等
- ★ フランチャイズチェーン方式による事業
- ★ 国、県及び本市で実施する他の制度による補助金または助成金（融資に伴う利子補給金は除く。）を受けている事業
- ★ その他、市長が不適切と認める事業

2 補助対象となる空き店舗等

市内に所在し、店舗として活用できる状況にありながら、商業活動が行われていない店舗（空き店舗）および居住その他の使用がなされていない住宅（空き家）。

※大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗内のものを除く。

3 補助対象者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者または各種団体もしくは個人（政治活動または宗教活動を行うものを除く。）で、空き店舗等の所有者と賃貸借契約、売買契約又は贈与契約を締結して、事業を営もうとする方で、次の事項をすべて満たす方。

- (1) 新規出店事業を行う場合は、2年以上継続して営業することが見込まれ、かつ、原則として週4日以上営業を行うこと。
- (2) 購入し、若しくは贈与契約を締結した空き店舗等の前所有者、賃貸借契約を締結した空き店舗等の所有者またはこれらの者と生計を一にする者もしくは2親等内の親族関係にある者でないこと。
- (3) 前号に掲げる者が属する法人その他の団体でないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 市内で営業している店舗から空き店舗等へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としていること。
- (6) 店舗併用住宅で事業を行う場合に、店舗と住居が明確に分離できること。
- (7) 申請を行う年度内に補助対象事業を開始する見込みのあること。
- (8) 許認可その他法律に基づく資格が必要な事業を開始しようとするときは、事業開始前までに当該資格を有し、又は有する見込みがあること。
- (9) 君津市暴力団排除条例（平成24年君津市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

4 補助対象経費

事業名	補助対象経費		補助率	補助限度額
新規出店事業 にぎわい創出事業	店舗改装費	内装、外装、設備設置等の工事に要する費用	1/2	50万円
	備品購入費	店舗改装と一体的に整備される備品、事業を行うために必要な備品、設備機器の購入等に要する費用		
	印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレット等の作成に要する費用		
	広告宣伝費	新聞・雑誌等広告掲載、案内看板・のぼり・啓発普及品の作成等に要する費用		
	装 飾 費	店舗の装飾に要する費用		
	消耗品購入費	事務用品等の購入に要する費用		

【備考】

- (1) 補助対象経費に係る工事や印刷、物品購入等は、市内に事務所を有する業者に限ります。
- (2) 算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額とします。
- (3) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助の対象外です。
- (4) 補助金の交付は、1事業者につき1回限りです。

5 提出書類

以下の申請書類等を経済振興課までご持参ください。

- (1)「きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付申請書（別記第1号様式）」
- (2) 事業計画書
- (3) 市税の滞納がないことを証する書類
- (4) 空き店舗等に係る賃貸借契約書、売買契約書又は贈与契約書の写し
- (5) 店舗の位置図および平面図
- (6) 店舗内部および外観の写真
- (7) 見積書その他の補助対象経費の内訳がわかる書類
- (8) 住民票の写し（個人の場合）
 - 登記事項証明書（法人の場合）
 - 定款又は規約等の写し（法人以外の団体の場合）
- (9) 履歴書（法人その他の団体の場合は、代表者の履歴書）
- (10) 許認可その他法律に基づく資格を証明する書類の写し（事業開始に際して必要な場合で、現に資格を有する場合のみ）
 - ★その他必要に応じ、追加書類をお願いする場合があります。
 - ★(1)、(2)の様式は、君津市のホームページからダウンロードできます。

6 注意事項

- (1) 申請をした年度内に、店舗改装工事や印刷、物品購入等を完了し、営業を開始できることが条件となります。
- (2) 補助金の交付決定前に、店舗改装工事や印刷、物品購入等を行った場合は、補助金の対象となりません。
- (3) 補助金を申請するにあたっては、出店する空き店舗等の所有者と賃貸借契約、売買契約又は贈与契約を締結していることが必要です。また、市では空き店舗等の斡旋は行いません。
- (4) 提出いただいた申請書類等は返却しません。
- (5) 新規出店事業で事業開始後2年未満で事業を中止または廃止する場合や申請内容に虚偽があった場合等は、補助金の返還を求めます。

7 申請・お問い合わせ先

君津市経済部経済振興課

住所 君津市久保2-13-1

電話 0439-56-1277



8 申請から補助金交付までの流れ

申請書類の提出

※申請を取下げる場合は、「きみつ魅力あふれるお店づくり事業補助金交付申請取下書（別記第3号様式）」を提出してください。

申請時には、事業を行う空き店舗等の賃貸借契約または売買契約を締結していることが必要です。

交付決定

交付決定前に店舗改装や物品購入等を行うと、**補助金の交付が受けられません**。ご注意ください。

店舗改装工事等
開店準備開始

※申請内容に変更がある場合は、「きみつ魅力あふれるお店づくり事業変更承認申請書（別記第4号様式）」を提出して、承認を受けてください。

※事業を中止または廃止しようとするときは、「きみつ魅力あふれるお店づくり事業中止（廃止）届（別記第6号様式）」を提出してください。

店舗改装工事等完了

事業完了の日から30日以内または申請年度の末日のいずれか早い日までに提出してください。

実績報告書類の提出

※添付書類

- ①補助対象経費に係る契約書、領収書および内訳明細書の写し
- ②店舗改装工事および備品等設置後の店舗内部および外観の写真
- ③広告宣伝のために作成した制作物の現物または写し
- ④その他、市長が必要と認める書類

交付確定

補助金請求

補助金交付

